

山陽小野田市空き店舗等リニューアル補助金

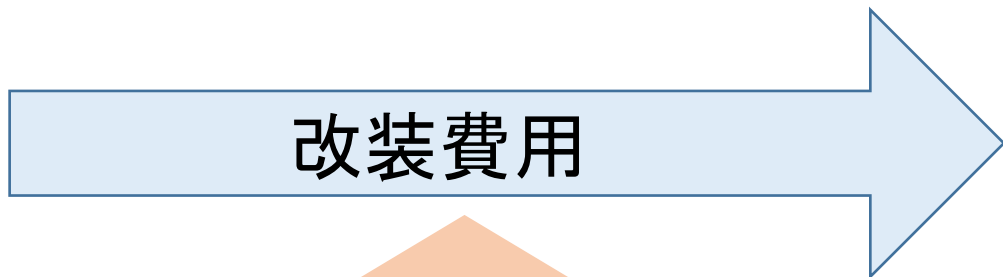
指定地区内の空き店舗や空き家をリフォームして
利活用する場合に補助金を交付します。



3か月以上使用されていない
空き店舗



6か月以上使用されていない
空き家



空き家、空き店舗を改装して
お店を開業

補助金を交付

上限額 100万円^{※1} 又は 50万円^{※2}

※1 旧セメント町商店街周辺
※2 小野田駅前商店街周辺、厚狭商店街周辺、
山口東京理科大周辺

補助率：開業に係る改装費の50%

※開業から1年を経過するまでに事業を中止等する場合は、補助金の返還が必要となります。

補助対象となる改装費

- ①店舗改装費：内装工事、外装工事、給排水工事設備工事、電気工事、ガス工事、空調設備及び看板設置工事等
- ②設備導入費：建物と一体となって機能する設備の導入、備品の購入（商品陳列棚、店舗看板等で建物に固定されるもの等）

補助対象業種：小売業、飲食業、サービス業

対象業種	具体例
小売業	衣類販売店、食品販売店、電気製品販売店、薬局、書店、花屋、ペットショップなど
飲食業	レストラン、専門料理店、居酒屋、カフェなど
サービス業	広告業、旅館、デザイン業、理美容室、学習塾など

※小売業やサービス業であっても単に事務所として使用する場合は、対象となりません。

お問い合わせ先

山陽小野田市経済部商工労働課

TEL 0836-82-1150

E-mail shoukou@city.sanyo-onoda.lg.jp